

全事業共通 注意事項（申請前に必ずお読みください）

1. 申請書の提出期限にご注意ください。

申請書受付〆切 → 事業審査会 → 交付決定 となるため、提出期限に間に合わない場合は、次回の審査会へ繰り越しになることもありますのでご注意ください。

2. 必ず交付決定が出てから、作業を開始してください。

申請＝交付決定ではありません。交付決定日より前の日付の請求書および領収書は無効となり、助成金を支払うことができませんのでご注意ください。

※交付決定前に実施したい場合は、「事前着手届」の提出を事務局までご相談ください。

3. その他申請に際しての注意事項について

① 下記の経費は助成対象外となっています。

- ・ 業者への一括委託での実施（植樹、育樹等）
- ・ 果樹
- ・ 草花購入費及び花壇の造成費
- ・ 団体の運営経費（事務所借上費、光熱費、事務用品費、人件費等）に相当するもの
- ・ 飲食費《但し、作業中の飲み物（スポーツドリンク、お茶、ジュース、コーヒーなど）は対象可。1人100円程度×参加人数》
- ・ 総額3万円（税を除く）を超える作業用具の購入費（下刈機、チェーンソー等の動力。超えた金額は自己負担）
- ・ 総額2万円を超える講師の報償費（超えた金額は自己負担）
- ・ 3mを超える大苗
- ・ 総額3万円（税を除く）を超える啓発看板・標柱費（超えた金額は自己負担）

②助成事業の植樹施行地には、原則として1施行地あたり1基の啓発看板または標柱の設置をお願いします。

③苗木を購入する場合は、可能な限り県内産で地域に適したものとしてください。

なお、県外産を購入する場合は、納品書等に産地を明示してください。

また、苗木の購入については、必ず2者以上から見積書を取得してください。

④植樹・育樹面積、苗木の種類・規格（樹高2.5m以上のものは幹周も）・本数・単価を必ず記載してください。

⑤助成金の振込がある場合、実績報告等に振込口座の通帳の写し（銀行名、支店名、口座種別、口座番号、名義人が記載のページ）を添付してください。

⑥同一年度中に同一箇所、にいがた緑の百年物語緑化推進委員会の助成事業を重複して実施することはできませんのでご注意ください。

<お願い> 会員加入について

当委員会では、21世紀の百年をかけて緑の遺産づくりを行う「にいがた緑の百年物語県民運動」に取り組んでいます。当委員会の事業を通じて次世代に緑の遺産を引き継ごうとする皆様も、是非、会員となられて共に運動を盛り上げていきましょう。

入会のご希望は、事務局までご連絡ください。